

裁判長様

請求人・疋田哲也教諭の分限免職取り消し訴訟についての陳述書

2007年10月10日

私こと 〃は1972年4月、〃市立の中学校教諭として採用され現在に至っています。私自身は、本請求人の疋田氏とは現時点(2007年9月3日)で、直接の面識はありませんが請求人疋田氏の支援者である荒井ご夫妻とは面識もあり、その誠実な人柄と業績の一端について知るものであります。

A4, 44ページにわたる請求人・疋田哲也氏の陳述書を読みました。以下、この陳述書について、私の率直な感想を述べ、公正なご裁定の参考資料として頂くことを切望するものです。

1. 率直な感想

- ・私自身の35年間の教職経験に照らしても、少なくとも〃市内でも見聞きしたことがありません。常識ではとうてい考えられない管理職(澤川菊雄校長)の言動です。
- ・一定の権力を持った立場(管理職)の恣意によって一方的になされた発言と報告。それに対して本人の弁明の機会を一切与えることなく「分限免職」という名の解雇は、解雇権の乱用であり、身分保証されているはずの教師の基本的な人権を著しく侵害するものと思います。
- ・こんなにも簡単に解雇されることがあり得るのか。こんなことがまかり通ること = 管理職の意にかなわない発言をする人は皆無となり、ひとり一人の教師(集団)の総意工夫による豊かな教育実践は急速に消え去り、子どもにとっても教職員にとっても冷え冷えとした学校になってしまうことは目に見えています。行き着く先は、戦前の「国家が決めた価値観の一方的注入」を義務づけられた教職員と学校であり、子どもたちの人権も根底から奪われることになります。
- ・仮に教師としての資質を問うのであれば、都(雇用者)は双方(=校長からだけではなく子ども・保護者・同僚・地域など)から徹底的に聞き込み、調査の上で公正な判断を下すべきです。ところが、都はそのような事実も努力もまったく感じられません。
請求人が「分限免職」に値するというのであれば、そのことを客観的な証拠・証言を持って請求人に示すべきではないでしょうか。そんな基本的で常識的なことさえしていないで、何をもって「分限免職」としているのでしょうか。
- ・教師としての資質を問題にするというのであれば、保護者宅に勝手に押しかけ、勇気を持って率直な疑問を表明した生徒を自室(校長室)という密室に呼び出して恫喝する澤川校長こそ、権力犯罪に値する行為ではないのでしょうか。処分されるべきは、そして「教育公務員としての資質に欠ける」のは、子ども・教職員、そして保護者までもの人権を著しく侵害している澤川校長ではありませんか。

・教育のよって立つ基盤は子どもと教師との信頼関係です。疋田教諭の教師としての資質云々を問うのであれば、まずもってそのことについて子ども、卒業生、保護者などからの証言を重視してください。さらに疋田教諭のこれまでの教育実践についても精査し、双方の主張をつき合わせ、真実を見極めて頂きたいと思います。

・管理職に求められる資質とは、何よりもまず第一に子どもの人権を守り、安全と安心を保証すること。そして同時に教職員集団の人権を守り安心・安全を保証すること。その上で、健やかな子どもの成長発達のための指導体制づくりとしてのリーダーシップを発揮することであると私は確信しています。とりわけ管理職として問われる資質とは、

指導者としての責任を自覚すること。

学校という、職場で一定の「権力」=強制力を持っている立場だけに、人一倍の謙虚さが求められる。子ども・教職員集団・保護者・地域の意見、要求に謙虚に耳を傾け、ねばり強く合意形成に努めることこそ求められる資質である。と考えます。

以上の点からみてもこの管理職の言動からは、そのような資質の片鱗もうかがうことができない人物と言わざるを得ません。

2. 請求人の陳述についての私見

・請求人の陳述は以下の理由により、信頼性が非常に高くまた良識と常識を備えられた方であることを確信いたします。

事実の記載と経過がきわめて具体的であり、これほど詳細に「虚構」を組み立てることは不可能です。事実経過にまったく不自然さを感じません。

私自身の経験に照らしても、請求人が授業に用いる教材（それが手作りの教材であるとしても）を学校施設内に保管しておくことは、一般的に当然のことです。

しかしまた同時に、授業その他の業務に関係した「私物」(= 自費で準備したもの)、が学校施設内の収納場所・収納庫（ロッカー・机の引き出し）などに保管されている場合には、管理職といえども勝手に手をつけることは法的にも社会通念上も許されるものではありません。プライバシーの侵害ではないでしょうか。この点に関して、請求人の主張は至極当然のことです。

体罰が許されるものではないことは言うまでもありません。その上で、敢えて申し上げるとしたら、請求者の行った「体罰」に対して、何よりもそのときの子ども自身がどのように受け止めているのか、また現在どのように受け止めているのかについても慎重に精査されるよう臨みます。

請求人は自らの未熟な部分についても率直に、ありのままに認めています。そこに請求人の人としての、また教師としての誠実さを感じます。当事者からの訴えでもなく、ずっと後になってその事実の一部のみをことさら前面に押し立てて処分の理由付けの一つにしているという意図を感じざるを得ません。

3. お願い

そこで以下の点について、改めてお願い申し上げます。

是非、子ども（卒業生を含めて）・保護者・同僚教師たち、地域からの証言をていねいにお聞き取りください。

請求人の陳述の裏付けはもとより、澤川校長の言動についての裏付けも是非調査してください。

そして、正義と真理に立脚した公正な裁定をして頂きますよう、お願い申し上げます。